

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称		旅館業の営業の許可	
根拠法令の名称・根拠条項		旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項	
基準法令名		旅館業法 第３条第２項、第３項 旅館業法施行令（昭和３２年政令第１５２号）第１条、第２条 旅館業法施行規則（昭和２３年厚生省令第２８号）第４条の３、第５条 吹田市旅館業法施行条例（令和元年吹田市条例第４５号）第３条、第４条、第５条、第６条	
審査基準		旅館業の許可は、旅館業法第３条第２項に規定する欠格事項に該当しないこと及び次の各号に掲げる基準に適合することを基準とする。 (1) 旅館業法第３条第３項に規定する設置の場所の基準 (2) 旅館業法施行令第１条に規定する構造設備の基準 ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、その他特別の事情があるものであって、旅館業法施行規則第５条第１項に規定する施設については、同条第２項及び第３項に定めるところによる。 (3) 吹田市旅館業法施行条例第３条から第５条までに規定する施設の構造設備の基準 ただし、市長が施設の構造設備が吹田市旅館業法施行条例第３条から第５条までの基準に適合する必要があると認めるときは、同条例第３条から第５条までの基準のうち当該適合する必要がある部分は、当該施設に対しては、適用しない。	
標準処理期間		文書が提出先に到達した日の翌日から１５日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等	
所管部室課名		健康医療部衛生管理課	
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	１５日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		

備 考	
最終改正年月日	令和 2 年 4 月 1 日
参考 [根拠法令] 《旅館業法》 第 3 条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第 4 項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。 [基準法令] 《旅館業法》 第 3 条 （略） 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。 (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過していない者 (4) 第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者（第 8 号において「暴力団員等」という。） (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 3 第 1 項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね 1 0 0 メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（大学を除くものとし、次項におい	

て「第1条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第64号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。)

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定めるもの

4～6 (略)

第8条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号(第4号を除く。)に該当するに至つたときは、同条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第182条の罪

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する罪(同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。)

(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪

(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2章に規定する罪

《旅館業法施行令》

(構造設備の基準)

第1条 旅館業法(以下「法」という。)第3条第2項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 1客室の床面積は、7平方メートル(寝台を置く客室にあつては、9平方メートル)以上であること。

(2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

(3) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

(4) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

(5) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

(6) 適当な数の便所を有すること。

(7) その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

(8) その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において

同じ。)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第3条第2項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の延床面積は、33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
- (2) 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- (3) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (4) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- (5) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (6) 適当な数の便所を有すること。
- (7) その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

3 法第3条第2項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (2) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- (3) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (4) 適当な数の便所を有すること。
- (5) その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

（構造設備の基準の特例）

第2条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第1項又は第2項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

《旅館業法施行規則》

第4条の3 令第1条第1項第2号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

第5条 令第2条に規定する施設は、次のとおりとする。

- (1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- (2) 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- (3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- (4) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第1号から第3号までに掲げる施設	令第1条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号の基準
前項第4号に掲げる施設	令第1条第2項第1号の基準

3 第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第1条

第1項第4号及び第2項第4号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

《吹田市旅館業法施行条例》

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第3条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 共同浴場を設ける場合には、次に掲げる基準に適合すること。

ア 浴室及び脱衣室は男性用と女性用とを分け、室外から見通すことができない構造とすること。

イ 浴室の収容人数に応じた脱衣室を設けること。

ウ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃を容易に行うことができる構造とすること。

エ 浴室の床面、周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。

オ 原湯(浴槽に直接注入される湯をいう。以下同じ。)、原水(浴槽に直接注入される水をいう。

以下同じ。)、上り用湯(洗い場に備え付けられた給湯栓から供給される湯をいう。以下同じ。)

及び上り用水(洗い場に備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。)に使用する水を規則で定める水質基準に適合させるために必要なろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は大阪府特設水道条例(昭和33年大阪府条例第30号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水を使用する場合は、この限りでない。

カ 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を設ける場合には、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つことができる加温装置を設けること。

キ 浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を循環させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。

(7) 1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上のろ過器を設置すること。

(イ) ろ過器のろ材は、洗浄、交換又は消毒が容易にできるものとする。

(ウ) 浴槽水がろ過器に入る直前の位置に集毛器及び塩素系薬剤等の注入口又は投入口を設置すること。

ク 浴槽に気泡発生装置を設ける場合には、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

ケ 浴場の汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること。

(2) 施設の周囲は、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること。

(3) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するために必要な金網等を、外部に開放する排水口、窓等に設けること。

(4) 外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良の風俗を害することがなく、かつ、周囲の環境に調和するよう、意匠等が著しく奇異なものとししないこと。

(5) 従業員が、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができ、かつ、これらの者と直接面接することができるフロント、玄関帳場又はこれらに類する設備を設けること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第2項第7号の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 階層式寝台を設ける場合には、次に掲げる基準に適合すること。

ア 他の寝台から見通すことができないようにするための設備を設けること。

イ 上段の寝台には、落下を防止するための設備を設けること。

ウ 昇降のための堅ろうな階段又ははしごを設けること。

(2) 前条第1号から第4号までに掲げる基準

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第5条 令第1条第3項第5号の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 収容人数に応じた共用の流し場、洗濯場及び物干し場を設け、流し場には漏水しない蓋付きのくず入れを備えること。

(2) 浴室には、適当な広さの脱衣室を設けること。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる基準

(基準の緩和等)

第6条 市長が施設の構造設備が前3条の基準に適合する必要があると認めるとき（これらの基準に適合しないことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該基準に適合しなくても公衆衛生上支障がないと認めるときを含む。）は、前3条の基準（第3条第4号及び第5号に掲げる基準を除く。）のうち当該適合する必要がある部分は、当該施設に対しては、適用しない。